

改憲手続き法案の採決強行に抗議する

2007年5月14日
埼玉県教職員組合

与党自民・公明両党は、5月11日の参議院憲法調査特別委員会に続いて本日午前11時55分、参議院本会議において改憲手続き法案（国民投票法案）の採決を強行した。

この法案については、NHKの世論調査によっても「今国会で成立させるべき」と回答した国民はわずか8%にすぎなかった。圧倒的多数が「反対」「慎重審議」であったにも関わらず、それらの声を無視して採決を強行した自民・公明両党に対し怒りを込めて抗議する。また、中央公聴会を開催しなければ採決には応じないとしてきた民主党も、それを要求しないまま最終盤で参議院の採決に応じた。事実上、成立に手を貸した民主党にも強く抗議する。

もともとこの法案は現行憲法を変えるためのものであり、われわれはその制定に強く反対してきた。仮に、立法不作為を理由に国民投票法を定めるにしても、それは改憲派、護憲派の一方に有利にはたらくものであってはならないはずである。ところが、今回の国民投票法は、露骨なまでに改憲派に有利なものになっている。

「国民の過半数」を有権者の過半数としないで「有効投票の過半数」と定め、しかも最低投票率を設定しなかった。これにより、1～2割台の賛成でも「国民の過半数が信任」ということに道を開くものとなった。この問題は、野党側だけでなく公聴会における与党推薦の公述人、多くのマスコミからも強く批判されてきたことであった。

約500万人におよぶ公務員・教職員の「地位利用による運動」に規制を加えた問題も決して容認できない。罰則は設けないとしたものの行政処分の対象となり、しかも「地位利用」に該当するか否かの判断は行政当局がするとなれば、係る関係者の運動全体を萎縮させる効果がはたらく。憲法尊重擁護義務を負う公務員が、自由に意見表明する権利があってこそ本来の任務が遂行できる。

テレビなど有料広告が投票日前14日間を除いて野放しとなることにも批判が集中した。圧倒的資金力を持つ財界が改憲派であることは、自らが明らかにしていることである。憲法の基本原則である国民主権をカネの力でねじ曲げることになりかねない。

国民投票法が成立したことにより、「憲法審査会」設置とそこでの改憲原案づくりが同法施行日である3年後に向けて開始されることが予想される。われわれは、このような一連の改憲に向けた個々の動きに反対するとともに、憲法改悪を許さない国民的な運動をさらに発展させる決意を表明するものである。